

平成 27 年 2 月八戸市教育委員会定例会

提 出 議 案

2月八戸市教育委員会定例会に付議すべき事件

議案第 12 号 八戸市スクールタクシーの運行及び利用に関する規則の制定について 1

議案第 12 号

八戸市スクールタクシーの運行及び利用に関する規則の制定について
八戸市スクールタクシーの運行及び利用に関する規則を別紙のとおり制定する。

平成 27 年 2 月 18 日 提出

八戸市教育委員会

委員長 築 瀬 眞 知 雄

理 由

学校の統廃合により通学区域に変更が生じた児童の利便の向上及び登下校の安全の確保を図るため、スクールタクシーの運行及び利用について必要な事項を定めるものである。

八戸市スクールタクシーの運行及び利用に関する規則

(趣旨)

第1条 この規則は、学校の統廃合により通学区域に変更が生じた児童の利便の向上及び登下校の安全の確保を図るため、八戸市スクールタクシー（以下「スクールタクシー」という。）の運行及び利用に関し必要な事項を定めるものとする。

(運行)

第2条 スクールタクシーの運行業務は、道路運送法（昭和26年法律第183号）に規定する一般乗用旅客自動車運送事業の許可を受けている事業者（法人に限る。以下同じ。）に委託して行う。

(利用者の範囲)

第3条 スクールタクシーを利用できる者は、次に掲げる者とする。

- (1) 統合前の是川東小学校の通学区域から是川小学校へ通学する児童
- (2) 統合前の松館小学校の通学区域から新井田小学校へ通学する児童

(利用の承認等)

第4条 当該学校長は、当該学校に在籍する児童がスクールタクシーを利用するときは、スクールタクシー利用届（別記第1号様式）を、当該年度当初からの利用にあつては前年度3月中に、年度途中からの利用にあつてはその都度、八戸市教育委員会（以下「教育委員会」という。）に提出し、その承認を受けるものとする。

2 教育委員会は、前項の規定による届出を受けた場合において、スクールタクシーの利用を承認したときは、スクールタクシー利用者証（別記第2号様式）を当該児童（以下「利用者」という。）に交付する。

3 利用者は、乗車する際、前項の利用者証をスクールタクシーの運転者に提示しなければならない。

(利用計画及び運行計画)

第5条 当該学校長は、当該月分の利用計画を前月中に作成し、スクールタクシーの運行業務の委託を受けた事業者（以下「受託事業者」という。）及び教育委員会に提出しなければならない。

2 受託事業者は、前項の利用計画の提出を受けたときは、当該月分の運行計画を前月中に作成し、当該学校長及び教育委員会に提出しなければならない。

3 当該学校長は、第1項の利用計画の内容に変更があつたときは、その都度、変更した

利用計画を受託事業者及び教育委員会に提出しなければならない。

- 4 受託事業者は、前項の規定により変更した利用計画が提出された場合において、第2項の運行計画を変更する必要があるときは、変更した運行計画を当該学校長及び教育委員会に提出しなければならない。

(運行日誌)

第6条 受託事業者は、運行日誌を備え付け、毎月の運行状況を教育委員会に報告しなければならない。

(利用者の遵守事項)

第7条 利用者は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 車輛を損傷し、又は汚損しないこと。
- (2) 運転者の安全運転に支障のある行為をしないこと。
- (3) 乗降時及び走行中は、運転者の職務上の指示に従うこと。
- (4) 所定の場所において乗降すること。
- (5) その他教育委員会が必要と認める事項

(受託事業者の遵守事項)

第8条 受託事業者は、関係法令を遵守し、常に適切な車輛管理を行うとともに、安全運転に努めなければならない。

- 2 受託事業者は、スクールタクシーの運行において、緊急の事故又は急病者が発生した場合は、直ちに当該学校長及び教育委員会に報告し、その指示に従い適切な対応をしなければならない。

(委任)

第9条 この規定に定めるもののほか、スクールタクシーの運行及び利用に必要な事項は、教育長が定める。

附 則

この規則は、平成27年4月1日から施行する。ただし、第4条第1項の規定による利用の届出並びに第5条第1項及び第3項の規定による利用計画の提出は、この規則の施行の日より前にすることができる。

別記

第1号様式（第4条関係）

スクールタクシー利用届

年 月 日

（あて先）八戸市教育委員会教育長

八戸市立 学校
校長 印

次のとおり、スクールタクシーの利用者を届出します。

学年	利用者氏名	住所	利用期間
		(町内名)	～
		(町内名)	～
		(町内名)	～
		(町内名)	～
		(町内名)	～
		(町内名)	～
		(町内名)	～
		(町内名)	～
		(町内名)	～
		(町内名)	～

第2号様式（第4条関係）

（表面）

スクールタクシー利用者証	
利用区間	<input type="text"/> ~ <input type="text"/>
有効期間	年 月 日 ~ 年 月 日
学校名・学年	八戸市立 学校 第 学年
氏名	
発行年月日	年 月 日
発行者	八戸市教育委員会 教育長 印

（裏面）

注意事項
1 転居によりスクールタクシーの利用対象者でなくなった場合など、この利用者証が不要となったときは、学校を通じて、教育委員会へ返却すること。
2 この利用者証を亡くした場合や汚損した場合は、学校を通じて、教育委員会に再発行を申請すること。
3 この利用者証を絶対に他人に譲渡したり、貸与しないこと。